

『企業年金・退職金に強くなる講座 第2分冊 確定拠出年金の仕組み』【正誤表】

該当箇所	誤	正
103 ページ 14～16 行目	なお、企業型年金の加入者が離職・転職したにもかかわらず6カ月以内に年金資産の移換の申出を行わない場合には、当該加入者の年金資産は国民年金基金連合会に自動移換されます。	企業型年金の加入者が離職・転職したにもかかわらず6カ月以内に年金資産の移換の申出を行わない場合には、当該加入者の年金資産は国民年金基金連合会に自動移換されます。 また、2018年5月の法改正に基づき、自動移換者について、企業型年金や個人型年金の口座保有が確認された場合は、本人の手続きなく、自動移管された年金資産が当該企業型年金や個人型年金に移換される取り扱いとなります。

以上